2　合成樹脂製の器具又は容器包装

⑴　一般規格

合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の規格に適合しなければならない。

1．材質規格

a　カドミウム

100μg／g以下

2．溶出試験

a　カドミウム及び鉛

①　検量線の作成

カドミウム標準溶液及び鉛標準溶液を４％酢酸で適宜希釈し、原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法により測定し、カドミウム及び鉛それぞれの検量線を作成する。

②　定量法

試験溶液について、原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法により、カドミウム及び鉛の濃度C（μg／mL）をそれぞれ求め、試料の表面積をS（㎠）、浸出用液の全量をV（mL）とし、次式により単位面積あたりの溶出量をそれぞれ求めるとき、その量は、次の表の第１欄に掲げる器具又は容器包装の区分に応じ、それぞれカドミウムにあっては同表の第２欄に掲げる量以下、鉛にあっては同表の第３欄に掲げる量以下でなければならない。

単位面積当たりの溶出量（μg／㎠）＝（C×V）／S

第１欄			第２欄	第３欄
ガラス製の器具又は容器包装			0.7μg／㎠	8μg／㎠
陶磁器製の器具又は容器包装			0.7μg／㎠	8μg／㎠
ホウロウ引きの器具又は容器包装	液体を満たすことのできないもの又は液体を満たしたときにその深さが2.5㎝未満のもの	加熱調理用器具	0.5μg／㎠	1μg／㎠
		加熱調理用器具以外のもの	0.7μg／㎠	8μg／㎠
	液体を満たしたときにその深さが2.5㎝以上のものであって容量が３Ｌ以上のもの		0.5μg／㎠	1μg／㎠

2　合成樹脂製の器具又は容器包装

⑴　一般規格

合成樹脂製の器具又は容器包装は，次の試験法による試験（フェノール樹脂，メラミン樹脂又はユリア樹脂を主成分とする合成樹脂製のものについては，２．溶出試験のｂに示す過マンガン酸カリウム消費量の試験を除く。）に適合しなければならない。

1．材質試験

a　カドミウム及び鉛

試料1.0ｇを白金製、石英製又は耐熱ガラス製の蒸発皿に採り、硫酸２mLを加え徐々に加熱し、更に硫酸の白煙がほとんど出なくなり、大部分が炭化するまで加熱する。これを約450℃の電気炉で加熱して灰化する。完全に灰化するまで、蒸発皿の内容物を硫酸で潤して再び加熱する操作を繰り返し行う。この残留物に塩酸（１→２）５mLを加えてかき混ぜ、水浴上で蒸発乾固する。冷後0.1mol／Ｌ硝酸20